

会 社 概 要

(平成21年3月期)

タイコム証券株式会社

平成21年7月

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	タイコム証券株式会社 (Taicom Securities Co.,Ltd.)
代表者名	代表取締役 吉田 勝信
所在地	大阪府中央区西心齋橋1丁目5番5号
電話番号	06-6120-7101 代表

② 会社の沿革

年 月	概 況
昭和31年 2月	商品先物取引の受託を目的として、多田商事株式会社を大阪市東区今橋1丁目1番地にて設立 資本金1千200万円 大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所（双方現、中部大阪商品取引所）取引員業務開始
昭和41年10月	本店を大阪市北区神山町40番地の4に移転
昭和43年 3月	資本金3千万円に増資
昭和49年10月	資本金4千500万円に増資
昭和53年 2月	資本金9千500万円に増資
昭和56年 2月	扇商事株式会社（本社、神戸市）を吸収合併。資本金1億6700万円 神戸穀物商品取引所（現、中部大阪商品取引所）の取引員業務開始
昭和57年 3月	ビーアイシー通商株式会社（本社、神戸市）を吸収合併。資本金2億6900万円 関門商品取引所の取引員業務開始 福岡支店、広島支店、三宮支店設置
昭和58年 4月	岡山支店設置
昭和58年12月	資本金4億350万円に増資
昭和59年 1月	東京金取引所（現、東京工業品取引所）の取引員許可を受ける
昭和59年 4月	商号を「株式会社タイセイ」に変更
昭和59年 6月	大成商品株式会社（本社、東京）を吸収合併 資本金6億2150万円 東京ゴム取引所、東京繊維取引所（双方現、東京工業品取引所）、東京穀物商品取引所、東京砂糖取引所（現、東京穀物商品取引所）名古屋穀物砂糖取引所、（現、中部大阪商品取引所）の各取引員業務開始 東京支社、名古屋支店、富山支店を設置
昭和61年12月	本店を現在の大阪市中央区本町2丁目2番7号に移転 商号を「株式会社タイセイ・コモディティ」に変更
昭和61年12月	大阪繊維取引所、神戸ゴム取引所（双方現、中部大阪商品取引所）の商品取引員許可を受ける
昭和63年12月	神戸生絲取引所（現、中部大阪商品取引所）の商品取引員許可を受ける
平成 5年 3月	前橋乾繭取引所の会員となる
平成 8年 1月	神戸ゴム取引所（現、中部大阪商品取引所）、天然ゴム指数市場の商品取引員許可を受ける

平成 9年 4月	東京工業品取引所、アルミニウム市場の商品取引員許可を受ける
平成 9年10月	大阪商品取引所のアルミニウム市場の商品取引員許可を受ける
平成10年 8月	関西商品取引所の農産物・飼料指数市場の商品取引員許可を受ける
平成11年10月	前橋乾繭取引所の(現、東京穀物商品取引所)の会員を脱退
平成11年 6月	東京工業品取引所、石油市場の商品取引員許可(受託会員)を受ける
平成11年12月	中部商品取引所、農産物・砂糖市場の受託業務廃止
平成12年 2月	外国通貨証拠金取引業務開始
平成12年 3月	大阪商品取引所、毛糸市場の受託業務廃止
平成13年 3月	証券業の登録を受けると同時に 商号を「タイコム証券株式会社」に変更
平成13年 5月	大阪証券取引所「正取引参加者」となる
平成13年 8月	銀座支店設置
平成13年 9月	東京工業品取引所 石油市場 原油における受託業務開始
平成13年10月	株価指数先物・オプション オンライントレーディングシステム稼動 東京穀物取引所 農産物市場 大豆ミールにおける受託業務開始
平成13年11月	岡山支店廃止
平成14年 7月	福岡商品取引所 砂糖市場 受託業務廃止
平成14年12月	赤坂支店設置
平成15年 1月	中部商品取引所 石油市場 受託業務開始
平成15年 9月	東京工業品取引所 石油市場 軽油における受託業務開始
平成16年 1月	中部商品取引所 石油市場 軽油における受託業務開始 三宮支店廃止
平成16年 4月	大阪商品取引所 綿糸市場 受託業務廃止
平成16年 6月	関西商品取引所 農産物市場 水産物市場 農産物・飼料指数市場 受託業務廃止
平成16年 9月	広島支店廃止
平成16年10月	銀座支店廃止
平成16年12月	ジャスダック証券取引所「取引参加者」となる
平成17年 5月	現物・信用取引 オンライントレーディングシステム稼動 福岡商品取引所 農産物市場 受託業務廃止及び会員脱退
平成17年 6月	外国為替取引 オンライントレーディングシステム稼動
平成18年 7月	関西商品取引所 農産物市場 水産物市場 農産物・飼料指数市場 会員脱退
平成19年 2月	金融先物取引業の登録を受ける 金融先物取引業協会入会
平成19年 6月	資本金6億9575万円に増資
平成19年 8月	赤坂支店廃止
平成19年 8月	中部大阪商品取引所 アルミニウム市場 ニッケル市場 ゴム市場 ゴム指数市場 受託業務廃止
平成19年10月	資本金11億9575万円に増資
平成19年11月	ジャスダック証券取引所 取引参加者脱退

平成20年 5月	資本金11億9600万円に増資
平成20年 6月	東京支店を東京本社に名称変更 東京工業品取引所 アルミニウム市場 受託業務廃止
平成20年 7月	資本金14億7533万円に増資 東京本社を現在の東京都渋谷区渋谷2丁目1番12号に移転
平成20年11月	本店を現在の大阪府中央区西心斎橋1丁目5番5号に移転
平成21年 3月	東京穀物商品取引所 砂糖市場 受託業務廃止

③ 会社の目的（定款第2条の目的）

第2条 当社は次の事業を営む。

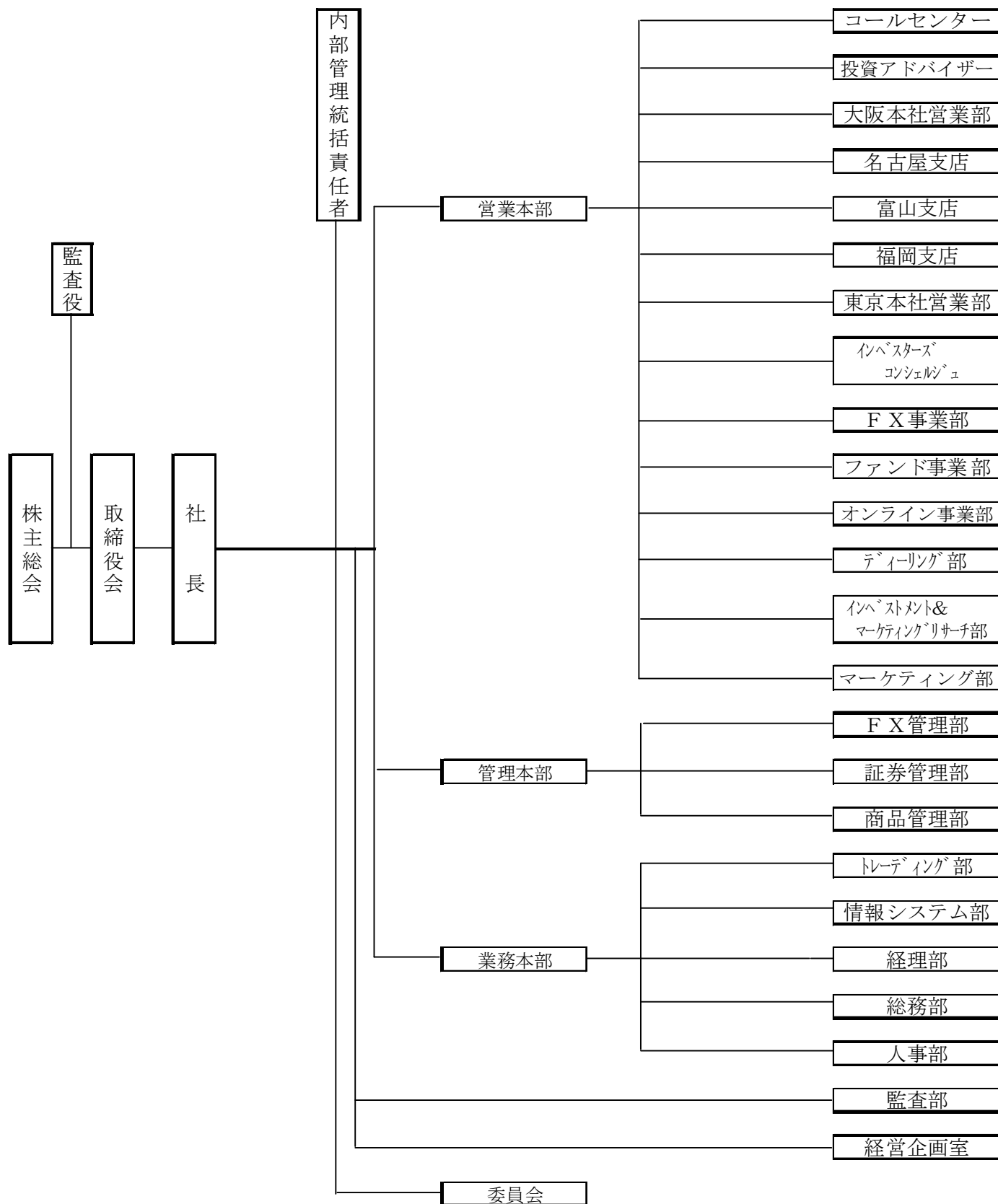
1. 生糸、砂糖、ゴム、繊維、ステープルファイバー糸、毛糸、穀物、生繭、乾繭、綿糸、金及び貴金属、合板、アルミニウム及び非鉄金属、石油及びガソリン等の石油製品、コーヒー豆、野菜、米穀、水産物の売買業務並びに輸出入
2. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品並びに上場商品指数の売買及び取引の受託等業務
3. 外国の商品市場における取引、又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務
4. 有価証券の売買および有価証券指数等先物取引を行う業務
5. 有価証券の売買および有価証券指数等先物取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務
6. 取引所有価証券市場における有価証券の売買および有価証券指数等先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務
7. 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
8. 商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
9. 外国通貨証拠金取引業務
10. 他の事業者の経営に関するアドバイザー業務
11. 観光事業並びに旅行斡旋業務
12. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
13. 有価証券の保有管理運用
14. 一般土木建築工事業
15. 情報処理機器並びに通信機器のハードウェア及びソフトウェアの開発並びに販売業務
16. 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成または販売業務及び計算受託業務
17. 上記に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 経営組織(平成21年3月31日現在)

組織体系全体図



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省指令 16 総合第 1870 号)

(許可番号：平成 17・03・16 商第 1 号)

取引所名	市場名	農 産 物	貴 金 属	ゴ ム	石 油	上場品目名
東京穀物商品取引所		○				一般大豆、Non-GMO 大豆、 大豆ミール、小豆、とうもろこし、 アラビカコーヒー生豆、 ロブスタコーヒー生豆
東京工業品取引所			○			金、銀、白金、パラジウム
				○		RSS 3 号
					○	原油、ガソリン、灯油、軽油
中部大阪商品取引所				○		ガソリン、灯油、軽油

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

また、当社は、上記以外にも外国為替証拠金取引、有価証券取引、有価証券指数等先物取引について、顧客の委託を受けて執行する受託業務及び自己の計算に基づき執行する自己売買業務を主たる業務としております。

⑤ 営業所の状況 (平成21年3月31日現在)

店舗の名称	所在地	電話番号
大阪本社	大阪市中央区西心斎橋1丁目5番5号	06-6120-7101
東京本社	東京都渋谷区渋谷2丁目1番12号	03-6418-3001
名古屋支店	名古屋市中区丸の内3丁目23番8号	052-955-6751
富山支店	富山市新桜町6番24号	076-433-0111
福岡支店	福岡市博多区博多駅前2丁目10番12号	092-451-7777

⑥ 財務の概要

決算年月 平成21年3月期

(a) 資本金	1,475,339	千円
(b) 純資産額 *1	1,436,025	千円
(c) 総資産額	5,085,869	千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	1,074,025 (782,395)	千円 千円)
(e) 経常利益	△696,875	千円
(f) 当期純利益	△953,792	千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 6,949,750 株 (平成21年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (平成21年3月31日現在)

A種類株式

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合
ニン・マイケル・チェン	東京都中央区	千株 1,000	% 100
計 1名			100

B種類株式

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合
ニン・マイケル・チェン	東京都中央区	千株 5,477	% 78.82
IA Global, Inc.	101 California Street, Suite2450 San Francisco, CA94111	971	13.98
タイコム証券株式会社	大阪市中央区西心齋橋1丁目5番5号	314	4.52
合 田 株式会社	枚方市香里園山の手町48番24号	155	2.24
タイコム社員持株会	大阪市中央区西心齋橋1丁目5番5号	26	0.38
吉田 勝信	兵庫県神戸市	2	0.03
岡村 泰男	兵庫県神戸市	1	0.02
計 7名			99.99

⑨ 役員 の 状 況 (平成 21 年 3 月 31 日 現 在)

役 名 及 び 職 名	氏 名 生 年 月 日	略 歴	所 有 株 式 数 (千株)
代表取締役 社 長	吉 田 勝 信 昭和 40 年 4 月 17 日	昭和 63 年 4 月 (株)タイセイ・コモディティ (現タイコム証券 (株) 入社 平成 18 年 6 月 取締役 平成 19 年 2 月 代表取締役社長 (現職)	2
取締役 会 長 非常勤	ニン・マイケル・チェン 昭和 33 年 12 月 18 日	平成 20 年 5 月 タイコム証券(株)入社 6 月 取締役会長 (現職)	5,487
取締役	川 手 康 弘 昭和 27 年 3 月 26 日	平成 20 年 8 月 タイコム証券(株)入社 取締役 (現職)	0
取締役	笹 岡 光 明 昭和 34 年 10 月 10 日	平成 14 年 9 月 タイコム証券(株)入社 平成 18 年 12 月 取締役 (現職)	0
監査役 非常勤	桑原 オードリ マリ 昭和 46 年 6 月 18 日	平成 20 年 6 月 タイコム証券(株)入社 監査役 (現職)	0
計	5 名		

⑩ 従 業 員 の 状 況 (平成 21 年 3 月 31 日 現 在)

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従業員数	89 人	75 人	14 人	61 人	28 人
平均年齢	41 才	42 才	34 才	41 才	40 才
平均勤続年数	10 年	11 年	7 年	10 年	10 年
外務員数	65 人	55 人	10 人		

2. 営業の状況

① 営業方針

(1) 基本方針

弊社は「顧客第一主義」を社是とし、お客様のリスクマネジメントに対して、真摯に取り組み、顧客のニーズを満たすための営業活動を展開しております。

企業理念として「私達はおお客様の信頼できるマネープランナーとなる為のインフラ整備をしています」、営業理念として「経済の変動をお伝えすることで、お客様のお役に立ちます」をそれぞれ掲げて、適切な受託業務の遂行を目指して参りました。今後においても、商品取引業界の信用保持と委託者保護に徹するとともに、情報産業の担い手たることを基本的営業方針として位置付けてまいります。

また、当業界におけるさまざまな変化（今後加速されるであろうIT関連へのインフラ整備、規制緩和や委託者保護の徹底など諸法令への対応）に逐次、対処してまいる所存です。

(2) 提案型営業の充実

営業の在り方については、以前より当業界において問題視されております強引な勧誘と見られやすい営業スタイルから、顧客のニーズに合わせた提案型の営業スタイルに早々に転換し、現在も継続して適切な受託業務を遂行しております。

提案型営業の充実を図るには、顧客が何を考え、何を求めているのかを的確に捉え、金融のプロとして豊富な知識を有し、顧客が十分に理解できる提案を分かりやすく説明できることが必須であると考えております。そのため弊社は、証券会社として社内アナリストを通じ証券分野における情報の収集・分析と国内外の経済情報分析を行い知識の普及に努め、商品先物取引業における提案型営業に役立て顧客への情報提供に生かしております。また、営業社員の資質向上として顧客のために様々な相談に応じ、的確なアドバイスが行えるようファイナンシャルプランナーの資格取得を社内で推進しております。

さらにセミナーを各店舗で開催し、多様な顧客のニーズを満たす講演等を行うことで、当社

の営業姿勢をご理解いただき、見込み客の開拓をはじめ、お客様へのサービスとして多大な効果を挙げ、お客様からの信頼を得るとともに会社の業績の向上に繋がるとともに営業社員にとっても自己研鑽に繋がるという有効な営業方法として遂行しております。

(3) 委託者管理について

紛議・苦情等の商品取引事故理由は、委託者と担当外務員との意思疎通の不足に起因するものと考えられます。商品先物取引業に係る委託者管理については、新規委託者のみならず既存委託者を含め各店管理責任者または同補佐による面談や電話などによるチェックを行い、更にも考えられます。商品先物取引業に係る委託者管理については、新規それら管理の確認を含め、商品管理部による委託者への直接訪問による委託者管理の徹底を図っております。また、「受託業務管理規則」を制定し、委託者の適合性の原則に従い、先物取引に対する理解度をもとに、投資可能資金に適した投資の有り様について重点を置いた管理体制を構築しております。金融商品取引業に係る委託者管理について、証券の対面営業においては、個別株、株価指数先物・オプション取引ともに、各店内部管理責任者がチェックを行い、証券管理部が顧客の資金的余裕度や理解度などを斟酌して、きめの細かい委託者管理を行っており、外国為替証拠金取引につきましても FX 管理部が徹底した委託者管理に努めております。

また、当社におけるコンプライアンスについても専門的知識が豊富な弁護士と顧問契約を取り交わし、諸法について意見交換等をしてまいりました。コンプライアンスに悖る行動は顧客を裏切るばかりではなく、信用失墜による企業存亡の危機を迎える昨今の事例を、他山の石として戒めております。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

(第54期 事業報告書より抜粋)

1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、世界的な金融危機の影響を受けて景気後退の色を強めました。昨年秋以降に発表された経済指標は鉱工業生産指数や企業の業況判断をはじめとして軒並み歴史的な悪化を示すものが増え、さらには海外経済の悪化が輸出の低迷を招く結果となり、わが国経済もマイナス成長へと陥りました。

こうしたなか、当期の株式市場は、外国人投資家による買いを原動力に堅調に始まり、平成20年6月には日経平均株価は14,789円44銭の期中高値をつけました。しかしその後は世界的なインフレ懸念の高まりや金融不安の再燃等から下落基調に転じ、特に9月の米証券大手リーマン・ブラザーズ破綻以降、金融市場の信用収縮から、世界経済は急激な景気後退が進み、株式市場も大幅に下落、昨年10月下旬には一時7,000円割れまで急落するなど、株価水準、売買高ともに低調に推移しました。期末の日経平均株価は8,109円53銭となり、前期末に比べ4,416円01銭下落しました。

商品先物業界につきましては、世界的な景気後退にともなう商品需要の減退観測が強まった昨年の夏以降、下落基調を鮮明にしました。特に原油市場では昨年の7月のニューヨーク市場のWTI原油が史上最高値の1バレル150ドル手前まで上昇した後、急落し始め、昨年末には1バレル32ドル台まで下落を続けました。金融危機の拡大や投資資金の流れの影響を受けて価格変動幅が大きくなったという点が特徴づけられ、投資が手控えられる局面も多かったようです。その結果市場全体の売買高は46,311千枚（前年同期比34.8%減）と前期に引き続き大きく減少しました。

このような環境の中、当社におきましては、

証券業務においては、次のような事を行いました。

- 1, 投資信託取扱銘柄の拡大
ベストプロパティ・インカムファンド 開始年月日 平成20年 7月11日
ダイワ外債ソブリンファンド 開始年月日 平成20年 7月22日
地球温暖化防止関連株ファンド(地球力II) 開始年月日 平成20年 9月 8日
- 2, 日経225先物・オプション取引再開 再開年月日 平成21年 3月10日

商品業務においては、次のような事を行いました。

- 1, 東京工業品取引所 アルミ市場脱退 脱退年月日 平成20年 6月19日
- 2, 東京本社の移転 移転年月日 平成20年 7月22日
- 3, 大阪本社の移転 移転年月日 平成20年11月 1日
- 4, 東京穀物商品取引所 砂糖市場脱退 脱退年月日 平成21年 3月 9日
- 5, 福岡支店の移転 移転年月日 平成21年 3月30日

外国為替証拠金取引業務においては、次のような事を行いました。

- 1, 新FX事業部の発足 稼動年月日 平成21年 1月16日

以上の結果、経営成績につきましては、人員削減や冗費の削減を積極的に推し進め、新規顧客の開拓を図るとともに、対面営業部門における大幅な営業体制の再編により組織の活性化を促し、業績の回復に努めて参りましたが、商品先物取引のマーケット規模の縮小による受取手

数料の減少が大きくひびき、受入手数料・トレーディング損益が共に減少した関係から、営業収入では10億7,402万円、経常損失では6億9,687万円となり、当期純損失は9億5,379万円となりました。

来期の営業につきましては、外国為替証拠金取引の営業部門の強化、富裕層をターゲットにした経済セミナーの開催を中心とした顧客拡大策の実施、また、同じアークオライオングループのアヴァロン湘南証券株式会社より、一部の営業部門の事業譲渡を受ける予定であり、譲渡を受ける営業部門とあわせて、収益構造の多様化と安定的な収益の確保に取り組んでまいります。また、不採算部門であった商品取引オンライン取引の事業譲渡、商品取引において、取次取引員への業態を変更することで、商品取引に係る取引関係費の合理化を進め、対面営業部の強化とあわせて、商品取引部門の収益構造の強化を図ります。さらには変化する法体系に対応できるよう、リスク管理体制の整備、法務コンプライアンス体制の充実を目途として社業に邁進いたします。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

商品先物取引業務における勧誘行為規制の強化等の影響から、マーケット規模の縮小が進んだものの、組織再編による業務効率化をさらに努めた結果、委託売買高では705,115枚（前年同期比50.0%減）、委託手数料は7億8239万円（前年同期比39.5%減）となりました。

(2) 売買損益部門

ディーリング部門におきましては、大幅な組織変更に伴い人員が減少した結果、1億3834万円（前年同期比27%減）の収益となりました。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第 54 期 (自 平成20年4月 1日) (至 平成21年3月 31日)
商品先物取引		
貴 金 属 市場		5 1 2, 2 7 6
石 油 市場		7 1, 4 5 4
ゴ ム 市場		7 0, 4 2 0
ア ル ミ 市場		9
農 産 物 市場		1 2 0, 9 1 8
砂 糖 市場		7, 3 1 6
小 計		7 8 2, 3 9 5
証券取引		1 3 2, 6 8 6
通貨取引		1 7, 9 3 8
小 計		1 4 9, 1 4 3
合 計		9 3 3, 0 2 0

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第 54 期 (自 平成20年4月 1日) (至 平成21年3月 31日)
商品先物取引		
貴 金 属 市場		3, 6 8 8
石 油 市場		2 6, 9 0 8
ゴ ム 市場		4 4, 9 0 8

農産物市場	△534
砂糖市場	8
小計	74,978
証券取引	57,077
通貨取引	6,286
小計	63,363
合計	138,341

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別 内訳	第53期 (自平成20年4月1日) (至平成21年3月31日)		
		委託	自己	合計
農産物市場		215,456	3,298	218,754
砂糖市場		2,031	2	2,033
貴金属市場		213,267	19,416	232,683
アルミニウム市場		5	0	5
ゴム市場		160,991	89,354	250,345
石油市場		113,263	24,606	137,869
合計		705,013	136,676	841,689

(注) 受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 会社に対処すべき課題

(1) 受託業務の多様化

- ① 富裕層をターゲットに、顧客のニーズに応じていくサービス体制の充実を図ること。
- ② 証券業務における先物・オプション、信用取引の再開を図ること。
- ③ 証券業務における投資信託販売の充実を図ること。
- ④ 外国為替証拠金取引の売上の向上を図ること。

(2) 冗費の節約

冗費に属する経費の削減を徹底し、企業経営の本質を忘れることなく対応と決断のスピード化を図り、社員教育の徹底による精鋭化主義を基本として堅持して行くこと。

(3) 来期への対応

- ① 金融商品取引法に対応した経営戦略の推進を図ること。
- ③ 証券業務における採算性の確立を図ること。
- ④ 内部統制システムの充実を図ること。
- ⑤ 法務・コンプライアンスに係る管理体制の充実化を図ること。

⑤ 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

タイコム証券株式会社

(目 的)

第 1 条 本規則は、タイコム証券株式会社（以降「会社」と称する。）に商品先物取引を委託する者（以降「委託者」と称する。）の保護育成と長期固定化を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(適合性の原則の遵守)

第 2 条 当社は顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる顧客に対しての勧誘を行って委託者保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないよう、商品取引受託業務を行うものとする。

(勧誘の定義)

第 3 条 当社における「勧誘」の定義とは、顧客に対して、商品先物取引の委託契約締結又は契約締結後の個々の取引の委託の意思形成に影響を与える程度に商品先物取引を勧める行為をいう。

(常に、不相当と認められる勧誘及び受託の禁止)

第 4 条 当社は、第 2 条の定めにより、次の第 1 号から第 7 号の一に該当する者への勧誘及び受託は行わないものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れをする者
- (5) 身体障害者であって、かつそれが原因で取引の状況判断等ができないと思われる者
- (6) 長期療養者であって随時連絡がとれない者
- (7) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者及びその他商品市場の秩序を乱すおそれがあると思量される者
- (8) 元本欠損又は元本を上回る損失が発生するおそれのある取引をしたくない者

2. 委託契約前又は取引期間中において、当該顧客が本条第 1 項各号の一に該当する懸念が生じた場合においては、当該顧客についての再調査及び再審査を行い、その結果、適合性がないと判断された場合には、勧誘の中止又は取引の清算等の必要な措置を講ずるものとする。

(原則商品先物取引不相当者に対する勧誘及び受託の禁止)

第 5 条 当社は、次の各号に定める者を原則として商品先物取引を行うに不相当な者（以下「原則商品先物取引不相当者」という。）と定め、これらに対する勧誘及び受託を原則として禁止するものとする。ただし、別に定める「原則商品先物取引不相当者の例外扱いに係る審査基準」を満たす者は、この限りではない。

- (1) 恩給、年金、退職金、保険金等により主として生計を維持している者。ただし、主として生計を維持

しているとは、それらの収入が収入全体の過半を占めている場合をいう。

- (2) 年間500万円以上の一定の収入を有しない者
- (3) 75歳以上の高齢者
- (4) 投資可能資金額を超える資金を必要とする取引をしようとする者
- (5) 本人の所在が一定せず緊密な連絡がとり難い者
- (6) 農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、銀行及び郵便局等の金融機関並びに国・地方公共団体等の公金取扱者若しくは民間企業等における資金を集中管理する部署に所属し、管理する立場（管理職）にある者

2. 当社は、75歳未満の者であっても、70歳以上の高齢者については、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等を含めて、特段の注意を払い審査するものとする。

3. 会社は、本条第1項第6号に規定する者からの受託に当たっては、不正資金流入防止のため以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 当該委託者より自己資金で取引を行う旨の申出書の提出を受ける。
- (2) 自己資金確認の為、委託者本人自身の金融機関の通帳等のコピーの提出を随時求める。
- (3) 管理部が必要と認めた時、及び、当該委託者の預託額（帳尻益の振替分は除く）の合計が、3000万円を超えた時には、不正資金（横領、着服金等）の流入防止に係る調査を行う。
- (4) 調査は、本社管理部が行い、営業部門もその把握している当該委託者の情報を全て報告し、管理部に協力するものとする。
- (5) 調査は、管理部が直接当該委託者を訪問するなどして、資金事情の聴取等を行い、自己資金である事の証明や、証拠となる物件等の提出、提示を求める。
- (6) 調査経過並びに調査結果については、速やかに総括責任者に報告を行なうものとし、調査の結果、不正資金による取引資金の預託があることが判明した時は、自己の責任において、速やかに建玉処分、精算を要請するものとする。又、規則を遵守されず、取引資金の裏付けとなる証拠の提出がない場合、又これを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断し、その後の新規建玉、入金追加は受けないものとする。ただし、仕切りに係る指示については、この限りではない。
- (7) 当該調査結果は、全社に於いてこれを尊重し、その処置には従うものとする。
- (8) 管理部は、不正資金流入防止の調査に係る記録を作成し、これを10年間保存するものとする。

（適合性の審査等）

第6条 当社は、第2条の遵守を実効あるものとするため、口座開設申請書、顧客カードその他顧客情報により適合性の審査を行うものとし、当該審査を終えるまでは顧客から約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けないものとする。また、審査の結果、適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとする。

2. 前項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

（勧誘に際しての留意と説明義務）

第7条 商品市場における取引の委託の勧誘にあたっては、社名、営業担当者の氏名及び商品先物取引の勧誘であることを告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。

2. 営業担当者は、顧客に対し、社会通念上迷惑であると考えられる以下の勧誘は行わないものとする。

- (1) 夜間、早朝等の迷惑な時間帯の、電話又は訪問による勧誘
- (2) 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘

(4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘

3. 商品先物取引の説明に際しては、受託契約準則及び「商品先物取引－委託のガイド」等を交付し、それらを用いて次の事項を説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をし、その理解の確認を書面（別紙「仕組み及びリスク等に関する確認書」）により行い、その後に再度その他の事項について説明しその理解の確認を書面（別紙「重要事項確認書」）により行うものとする。

(1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること。

(2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること。

(3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生の仕組み等に関する事項

(4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項

(5) 商品取引員の禁止行為に関する事項

(6) その他「商品先物取引－委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

4. 第3項の確認後、委託者には自己の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚を促した上で参加を求めることとする。

5. 顧客より「仕組み及びリスク等に関する確認書」及び「重要事項確認書」の差し入れがあり、かつ、「口座開設申請書」（以下「申請書」という）の必要記入事項に顧客本人が記入を行い、約諾書の差し入れ前に第13条第1項に定められた管理責任者に提出し、審査を受けるものとする。

6. 営業担当者はこれら顧客との応答内容について、営業日誌又は管理日誌に記録し、保持するものとする。

（再勧誘の禁止）

第8条 会社は勧誘拒否者については、再度の勧誘は行わないものとする。

2. 会社は各店又は各営業本部（本社）に営業勧誘エリアを設置するものとし、各店又は各本部での勧誘拒否者の再勧誘を防止するものとする。

3. 勧誘拒否者に係る情報は、各店営業責任者のもとに集約するとともに、全社内にてFAX等で連絡し、当該顧客情報の共有化を図り、営業部門（登録外務員）への周知徹底を図るものとする。

尚、営業勧誘エリアの近接する本社においては、毎週ごとの営業会議において、当該顧客情報の共有化を図るものとする。

（電磁媒体を利用する者への留意と説明義務）

第9条 電磁媒体を利用する者への留意と説明義務については、別紙業務フローによるものとする。

（顧客カードの作成及び管理）

第10条 営業担当者は、顧客属性の把握の為、次に掲げる事項を「申請書」の内容及び顧客よりの聴き取り調査等に基づいて顧客カードに正確に記載し、受託前に予め第13条第1項に定める管理責任者に提出して審査を受けるものとする。

(1) 氏名、生年月日（年齢）、性別、家族構成、住所及び連絡場所

(2) 具体的な職業、会社名及び役職

(3) 資産及び具体的な収入の状況

(4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無及びその程度

(5) 投資可能資金額

(6) 受託契約を締結する目的

(7) 営業担当者の受託承認申請内容

(8) その他必要と認める事項

2. 前項第5号に規定する投資可能資金額については、収入、資産、年齢等を考慮し、その資産が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すること及び売買において損失が発生した場合はその損失額を投資可能資金額から減算すること等を顧客に分かりやすく説明した上で申告を受けるものとする。
3. 顧客カードは全て本社管理部に備え付けるものとする。
4. 管理部は、顧客情報に変更があるときは、その都度更新し、顧客情報を適切に管理するものとする。

(取引意思の確認)

第11条 営業担当者は委託の勧誘、契約及び取引の指示に関して顧客の意思を確認するとともに、営業日誌又は管理日誌にこれを記録し、保持するものとする。

(受託業務における禁止事項)

第12条 営業担当者は商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたって、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、及び日本商品先物取引協会「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(総括責任者及び管理責任者の設置)

第13条 会社は委託者の育成、管理等の受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、本社管理部を主体として、本社及び従たる営業所ごとに管理責任者を置くものとする。

2. 管理責任者の職務の統括調整及び本規則の円滑な運営並びに全店の受託業務に係る統括管理を行う為、総括責任者を置くものとし、補佐として管理副本部長及び本社管理部長を置くものとする。
3. 総括責任者及び管理責任者は次の者とする。
 - (1) 総括責任者は、営業部門を兼務しない取締役とし、管理副本部長及び本社管理部長が補佐する。
 - (2) 管理責任者は、営業部門を兼務しない課長以上の者とし、本社及び従たる営業所において管理責任者を選任した場合は管理責任者、管理責任者を選任しない場合は本社の管理責任者が兼務するものとする。
4. 総括責任者は、業務遂行のため必要があると認められる場合は会社の上命を得て、管理部職員以外の他の部門の職員をして管理部の業務に従事並びに兼務させることができる。

(管理責任者の職務)

第14条 管理責任者の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第6条に規定する「仕組み及びリスクに関する確認書」、「重要事項確認書」及び「申請書」により、本人の理解度及び顧客属性等を精査し、第4条及び第5条に規定する商品先物取引不相当者又は原則として商品先物取引不相当者と認められる者を確認したとき又は勧誘過程に適合性を有しないことが判明したときは、直ちに総括責任者にその旨を報告し、協議の上、勧誘又は受託の中止を含む適切な措置
- (2) 「顧客カード」に基づく受託の承認
- (3) 顧客の資金力、投資可能資金額及び取引経験からみて不相応と判断される売買取引の抑制
- (4) 営業担当者等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び指導
- (5) 取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速な措置
- (6) 委託者からの苦情等に対する適切な対応
- (7) 第12条に規定された関係法令、諸規則及び受託業務管理規則の遵守状況の監視
- (8) 委託者の商品先物取引に対する理解度を向上させるために必要な措置
- (9) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項
- (10) 受託業務に係る重大な違反行為が発生した場合は、直ちに総括責任者への報告

(商品先物取引未経験者の保護育成措置)

第15条 当社は、商品先物取引の経験のない者又は当該経験が直近の3年以内に延べ90日未満のものについては、当社での最初の取引から3ヶ月間、次の保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 取引未経験者に対しては、商品先物取引の知識、理解度及び経験を勘案し、適正な売買取引が行われるよう、営業担当者は細心の注意と助言を行うものとする。
- (2) 取引未経験者に対しては3ヶ月間、受託制限額を設けることとし、その制限額は、建玉時に預託する取引証拠金等の額が当該委託者の申告した投資可能資金額の3分の1の額とする。ただし、当該委託者から受託制限を越える取引の要請があった場合には、別に定める「取引未経験者からの受託に係る取引要領」によるものとする。

(習熟期間後の委託者に対する制限)

第16条 当社における習熟期間後の委託者とは、当社において取引開始より3ヶ月間を経過した委託者とし、習熟期間を超えた委託者からの受託制限金額及び当該委託者からの当該受託制限金額を超える旨の要請があった場合については、別に定める「取引習熟期間後の委託者からの受託に係る取扱要領」によるものとする。

(商品先物取引経験者に対する制限)

第17条 取引経験者からの投資可能資金額を超える旨の要請があった場合の審査等については、別に定めた「商品先物取引経験者に対する制限」によるものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第18条 取引証拠金の額等は、すべての上場商品につき、原則として取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。但し、オプション取引においては、別途定めた額とする。

2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括責任者とし、本社管理部はその内容について社内に徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(不正資金の流入防止)

第19条 第5条第1項第6号に該当する者以外の委託者においても一定額以上(委託者の従来取引状況を参考として)取引資金が預託された場合、営業担当者及び管理責任者は委託者に資金事情の説明を受け、総括責任者に報告することとする。

この場合、自己の資金でないことが判明した場合や委託者の横領等による不正資金であることが判明した場合には、追加資金の入金を断るとともに既存の建玉を速やかに決済するよう当該委託者に要請するものとする。

(入金及び出金)

第20条 委託者と当社間に入金及び出金は、原則として金融機関を通して行うこととする。

尚、やむを得ず現金での受渡しを行う場合には、次の各号に従い行なうものとする。

- (1) 委託者が来店し現金の受渡しを行う場合には、各店管理責任者又は営業部門の責任者が同席するものとする。
- (2) 社外で現金の受渡しを行う場合には、営業部門の責任者及び総括責任者又は総括責任者補佐の承認を得た後に複数人にて行うこと。やむを得ず一人で対応する場合には、営業部門の責任者又は各店管理責任者は、委託者に金額・時間・場所等の確認を行うものとする。
- (3) 社外で現金の受渡しを行った場合には、速やかに各店管理責任者に報告をすることとする。

- (4) 現金で受領する場合には、あらかじめ金額を記載した「取引証拠金預り証」又は「証」の交付を行い、現金を渡す場合には、領収書を徴収し、記載金額以外の受渡しは行わないこととする。
- (5) 現金での受渡しを行った場合には、営業部門の責任者は、確認書面を作成し、総括責任者が3年間保存するものとする。

(売買取引内容の分析・精査)

第21条 本社管理部においては、委託者の売買取引状況の内容を把握するとともに、これを分析、精査し適正な委託者管理に資するものとする。

(アンケート調査)

第22条 習熟期委託者に対して、商品先物取引に対する習熟度を確認するために、取引開始直後に、次の各号の趣旨に従ってアンケート調査を行うものとする。

- (1) 「商品先物取引 一委託のガイドー」の内容についての理解。
- (2) 取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解。
- (3) 商品先物取引の損益発生仕組み及び損益計算方法の理解。
- (4) 値幅制限についての理解。
- (5) 取引に関する自己判断及び自己責任についての理解
- (6) アドバイスに関する満足度。
- (7) その他

2. 取引習熟期間を超えた委託者に対して、「申請書」に記載された申告内容の変更の有無を確認するために、定期的に確認調査を行うものとする。

(広告等に係る社内管理体制)

第23条 会員の広告等に関する規則に基づき、当社の全体及び店舗ごとの広告・宣伝に関しては、事前に社内で審査し、表示内容及び表示方法の適正化を図る為、広告管理責任者を置き、適切に管理するものとする。

2. 広告管理責任者は、総括責任者とする。
3. 広告管理責任者は、広告等の管理上必要と認めるときは、広告管理責任者の業務を補佐する副広告管理責任者を任命する。

(勧誘方針)

第24条 当社は、顧客に対して適合性の原則に基づき勧誘を行なうこと、迷惑となる方法、時間、場所での勧誘を行なわないこと等、勧誘の適正な確保のために必要な事項を定めた勧誘方針を策定するものとする。

2. 前項の勧誘方針は、本社及び従たる営業所に掲示し、かつ当社のホームページにおいても掲載するものとする。

(苦情・紛議等)

第25条 委託者からの苦情・相談の申し出を受けたとき、又はその趣旨の意向を察知したときは、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

2. 前項の報告を受けた管理責任者はその旨を本社管理部長、管理副本部長及び総括責任者に報告するとともに、対応策を具申して承認を受けるものとする。
3. 本社管理部は、委託者からの苦情・相談があった場合、その内容等を記載した苦情等処理簿を作成し保持するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第26条 第12条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては次の各号によりこれを懲戒する。

- (1) 口頭注意
- (2) 文書注意
- (3) 始末書の提出
- (4) 減俸処分
- (5) 自宅待機処分
- (6) 懲戒解雇

(解釈と変更)

第27条 この規則の変更もしくは更新は取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第28条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

2. これを変更したときも同様とする。

(付 則)

- 1 本規則は平成3年11月1日より実施
- 2 本規則は平成9年3月18日付一部改訂
- 3 本規則は平成10年9月1日付にて全面改訂
- 4 本規則は平成11年10月1日付一部改訂
- 5 本規則は平成12年4月1日付一部改正
- 6 本規則は平成14年1月1日付一部改正
- 7 本規則は平成15年4月1日より実施
- 8 本規則は平成15年6月6日より実施
- 9 本規則は平成16年4月1日より実施
- 10 本規則は平成16年6月1日より実施
- 11 本規則は平成17年5月1日より実施
- 12 本規則は平成17年9月1日より実施
- 13 本規則は平成19年9月30日より実施
- 14 本規則は平成20年4月7日より実施

「原則商品先物取引不相当者の例外扱いに係る審査基準」

1. 受託業務管理規則（以下「規則」という。）第5条第1項第1号及び第2号に該当する者については、以下の要件を満たしていること
 - (1) 顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを裏付けるものがあり、顧客本人の自書により、顧客自らが規則第5条第1項第1号又は第2号に該当し当社の「原則商品先物取引不相当者」に該当することを理解していること及び上記例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。
 - (2) 管理責任者が電話又は訪問により顧客から下記内容のヒヤリングを実施し、総括責任者がそれらを基礎に審査の上、承認していること。
 - ① 申告金融資産額の確認裏付けの徴収
 - ② 申告投資可能資金額の確認
 - ③ その他
2. 規則第5条第1項第3号に該当する者については、以下の要件を満たしていること。
 - (1) 顧客が直近3年以内の延べ90日以上、商品先物取引、海外商品先物取引、有価証券指数等先物取引、外国為替証拠金取引及びオプション取引の経験があり、且つ、規則第7条第5項に規定する「申請書」に基づきその旨の申告があること。
 - (2) 顧客本人の自書により、顧客自らが規則第5条第1項第3号に該当し当社の「原則商品先物取引不相当者」に該当することを理解していること及び上記例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、且つ、商品先物取引の仕組み・リスクその他の説明を受けた事項を的確且つ十分に理解していることを証明する「商品先物取引に関する理解度確認書」の提出を受けていること。
 - (3) 管理責任者が電話又は訪問により顧客から下記内容のヒヤリングを実施し、総括責任者がそれらを基礎に審査の上、承認していること。
 - ① 健康状態の確認
 - ② 商品先物取引の仕組み及びリスクを理解していることの確認
 - ③ 申告金融資産額の確認
 - ④ 申告投資可能資金額の確認
 - ⑤ その他
3. 規則第5条第4号に該当する者については、以下の要件を満たしていること。
 - (1) 当初申告した投資可能資金額を超える資金についての裏付けとなる資産を有し、それを裏付けるものがあり、その額が損失しても生活に支障のない範囲で設定されており、且つ、顧客本人の自書により、顧客自らが規則第5条第1項第4号に該当し当社の「原則商品先物取引不相当者」に該当することを理解していること及び上記例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。
 - (2) 管理責任者が電話又は訪問により顧客から下記内容のヒヤリングを実施し、総括責任者がそれらを基礎に審査の上、承認していること。
 - ① 新たな投資可能資金額の裏付けとなる金融資産額の確認
 - ② 新たな投資可能資金額の確認
 - ③ その他

4. 本人の所在が一定せず緊密な連絡がとり難い者

管理責任者が電話又は訪問により顧客から下記内容のヒヤリングを実施し、総括責任者がそれらを基礎に審査の上、承認していること。

- ① 所在が一定しない理由
- ② 緊急時における連絡の手立て
- ③ その他

5. 公金取扱者並びに民間企業等で資金を集中管理する部署に所属し、管理する立場にある者
第5条第3項の規定に準ずるものとする。

6. 上記1～4の審査に関しては、その審査日、最終審査者及び適否の判断根拠等を記録に残すものとし、その記録は取引終了時後3年間保存するものとする。

取引未経験者からの受託に係る取扱要領

当社は、受託業務管理規則第15条に基づき、取引未経験者から売買取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の「申請書」の内容に基づき、相応の運用金額の範囲において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

1. 当該委託者からの受託については、取引習熟期間中の受託制限金額を、当該委託者の投資可能資金額の1/3相当額とする。
2. 当該委託者から前項の受託制限金額を超える取引の要請があった場合には、委託者から自書により、委託者自身が当社では商品先物取引の経験がない者を保護するために受託制限を設けており、その制限の例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の「取引増加申告書」の差入れを受けるとともに、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認した「商品先物取引に関する習熟度確認書」を添えて総括責任者に報告し、審査の上承認を得るものとする。
3. 総括責任者は、全ての報告事項についてその内容を確認するとともに、必要と認められる場合には当該営業責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。
4. 2. の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

以上

取引習熟期間後の委託者からの受託に係る取扱要領

当社は、受託業務管理規則第16条に基づき、取引習熟期間を超えた委託者から売買取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の「申請書」の内容に基づき、相応の運用金額の範囲において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

1. 商品先物取引の経験のない委託者においては、取引習熟期間後の受託制限金額を、当該委託者の投資可能資金額相当額とする。
2. 当該委託者から前項の受託制限金額を超える取引の要請があった場合の取扱には、別に定める「原則商品先物取引不相当者の例外扱いに係る審査基準」の3. によるものとする。
3. 総括責任者は、全ての報告事項についてその内容を確認するとともに、必要と認められる場合には当該営業責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

以上

商品先物取引経験者に対する制限

当社は、受託業務管理規則第17条に基づき、商品先物取引経験者から売買取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の「申請書」の内容に基づき、相応の運用金額の範囲において受託を行うよう、次のことを厳守するものとする。

1. 商品先物取引経験者からの受託制限金額を、当該委託者の投資可能資金額相当額とする。
2. 当該委託者から前項の受託制限金額を超える取引の要請があった場合の取扱は、別に定める「原則商品先物取引不相当者の例外扱いに係る審査基準」の3. によるものとする。
3. 総括責任者は、全ての報告事項についてその内容を確認するとともに、必要と認められる場合には当該営業責任者に対し所要の指示を行い、当該委託者の管理に万全を期するものとする。

以上

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
80名	7名	21名	66名

⑦ 委託者に関する事項

商品先物取引

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,006名	215名	934名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の話し合いによる解決	紛争処理機関での解決		相互に話し合い中	紛争処理機関で処理中	
当該年度に新規に発生した案件の件数	4件	0件	0件	1件	0件	3件
前年度から継続している案件の件数	9件	0件	3件	2件	0件	4件
合計	13件	0件	3件	3件	0件	7件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあつせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあつせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛 争	訴 訟	紛 争	訴 訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注) (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件 ※ (0件)		0件 ※ (0件)	
前年度から継続している案件の件数 0件	0件 ※ (0件)		0件 ※ (0件)	
合計 0件	0件 ※ (0件)		0件 ※ (0件)	

(注) 双方が提起したものは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(任意記載の例)

※ なお、() 内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数	0件	0件	0件	0件
合計	0件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

平成21年3月31日現在

タイコム証券株式会社

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,087,969	流動負債	3,492,909
現金・預金	895,730	短期借入金	0
預託金	137,000	1年内返済長期借入金	350,000
委託者未収金	25,186	1年内償還社債	130,000
前払費用	2,130	預り証拠金	2,586,071
保管有価証券	195,004	未払金	100,008
短期差入保証金	1,708,260	未払費用	72,464
委託者先物取引差金	604,162	預り金	26,902
短期貸付金	52,955	未払法人税等	8,014
未収入金	57,376	その他流動負債	219,448
立替金	14,764		
仮払金	21,476	固定負債	123,721
未収収益	123,852	社債	0
その他流動資産	250,206	長期借入金	0
貸倒引当金	△ 137	退職給付引当金	85,803
		その他固定負債	37,917
固定資産	997,900	特別法上の準備金	104,184
有形固定資産	54,744	商品取引責任準備金	82,397
無形固定資産	70,563	証券取引責任準備金	21,786
投資等	872,592		
投資有価証券	370,076	負債合計	3,720,814
出資金	18,100	(純資産の部)	
長期差入保証金	380,740	株主資本	1,365,055
長期未収債権	1,085,099	資本金	1,475,339
長期前払費用	102,691	資本剰余金	421,463
貸倒引当金	△ 1,114,616	資本準備金	421,463
		利益剰余金	155,375
		利益準備金	155,375
		その他利益剰余金	△ 670,854
		別途積立金	4,090,000
		繰越利益剰余金	△ 4,760,854
		自己株式	△ 16,268
		純資産合計	1,365,055
資産合計	5,085,869	負債・純資産合計	5,085,869

② 損益計算書

損 益 計 算 書

〔 自平成20年4月 1日 〕
〔 至平成21年3月31日 〕

タイコム証券株式会社

(単位:千円)

科 目		金 額	
経常損益の部	営業収益		1,074,025
	受取手数料	933,020	
	受取手数料(商品)	782,395	
	受取手数料(証券)	132,686	
	受取手数料(通貨)	17,938	
	売買損益	138,341	
	商品先物取引益	74,978	
	証券先物取引益	57,077	
	外国為替取引益	6,286	
	金融収益	2,662	
	金融費用	25,991	
純営業収益		1,048,033	
営業費用		1,797,943	
販売費・一般管理費	1,797,943		
営業損失		749,910	
営業外損益の部	営業外収益	77,605	
	営業外費用	24,570	
経常損失		696,875	
特別損益の部	特別利益		286,835
	商品取引責任準備金戻入	66,835	
	大阪本社事務所立ち退き料	220,000	
	特別損失		538,237
	証券取引責任準備金繰入	23	
	固定資産売却損	76,297	
	固定資産除却損	30,975	
減損損失	430,941		
税引前当期純損失		948,278	
法人税、住民税及び事業税		5,514	
当期純損失		953,792	

③株主資本変動計算書

株主資本等変動計算書

(自.平成20年4月1日～至.平成21年3月31日)

(単位:円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
前期末残高	1,195,750,000	142,123,609	142,123,609	155,375,000	4,090,000,000
当期中の変動額					
新株の発行	279,589,750	279,339,750	279,339,750		
剰余金の配当			0		
当期純利益			0		
自己株式の取得			0		
自己株式の処分			0		
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			0		
当期中の変動額の合計	279,589,750	279,339,750	279,339,750	0	0
当期末残高	1,475,339,750	421,463,359	421,463,359	155,375,000	4,090,000,000

項目	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
前期末残高	△ 3,807,062,670	438,312,330	0	1,776,185,939	1,776,185,939
当期中の変動額					
新株の発行		0		558,929,500	558,929,500
剰余金の配当		0		0	0
当期純利益	△ 953,792,035	△ 953,792,035		△ 953,792,035	△ 953,792,035
自己株式の取得		0	△ 16,268,400	△ 16,268,400	△ 16,268,400
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)		0		0	0
当期中の変動額の合計	△ 953,792,035	△ 953,792,035	△ 16,268,400	△ 411,130,935	△ 411,130,935
当期末残高	△ 4,760,854,705	△ 515,479,705	△ 16,268,400	1,365,055,004	1,365,055,004

④個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は5期連続の営業損失、経常損失及び経常損失及び当期純損失を計上しており、かつ、当事業年度末日現在において金融商品取引法上の自己資本規制比率が140%を下回り、さらに平成21年4月30日には同比率は120%を下回って同法第46条の6第2項に抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

当社は、当該状況を解消し又は改善すべく、受託業務の多様化や冗費の節約等及び第三者割当増資による資本増強等を計画しています。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するための棚卸資産

評価基準は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

（追加情報）

通常の販売目的で保有する棚卸資産については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準9号）を当会計年度から適用し、評価基準については、総平均法による原価法から総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

② 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券・時価法

その他有価証券 …時価のあるもの…時価法

時価のないもの…総平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として受け入れた保管有価証券は商品取引所法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国庫債券 額面金額の80%

社債（上場銘柄） 額面金額の65%

株券（一部上場銘柄） 時価の70%相当額

倉荷証券 時価の70%相当額

③ デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の基礎となる耐用年数及び残存価額は法人税法に規定する方法と同一の基準によっており、その償却方法は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場による円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金の計上方法
営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金の計上方法
従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、将来の支給見込額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金の計上方法
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額を計上しております。
 - ④ 商品取引責任準備金の計上方法
商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しています。
 - ⑤ 金融商品取引責任準備金の計上方法
証券取引事故に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づき、内閣府令に定める額を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (6) 重要な会計方針の変更
- リース取引に関する会計基準の適用
所有権移転外ファイナンス・リースについては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号(平成 5 年 6 月 17 日(企業会計審議会第一部会)、平成 19 年 3 月 30 日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号(平成 6 年 1 月 18 日)(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成 19 年 3 月 30 日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
この変更による影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 72,630,719 円

(2) 担保に供している資産及び担保にかかる債務

① 担保資産

担保資産の内訳

預託金 50,000,000 円

対応する債務の内訳

商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号の規定に基づく

委託者保護基金代位弁済保証額 200,000,000 円

② 預託資産

取引証拠金等として次の資産を株式会社日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券 194,020,500 円

差入保証金 1,780,260,595 円

③ 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 100,185,000 円であります。なお同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は 201,000,000 千円であります。

- (3) 委託者未収金及び長期委託者未収金のうち無担保未収金は 168,855,235 円であります。なお、当該無担保未収金に対し、貸倒引当金を 157,427,888 円設定しております。

(4) 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、株式会社日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。この金額は、全ての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定した上で、各商品取引所ごとに合計して算出されたものであります。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 317,886,259円
 ② 長期金銭債権 12,549,180円

(6) 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 43,461,910円

(7) 1株当たり当期純損失 1,086.34円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 受取手数料の内訳

商品先物取引	782,395	千円
証券取引	132,686	千円
通貨取引	17,938	千円
合 計	733,020	千円

(2) 売買損益の内訳

商品先物取引決済損益	74,978	千円
商品先物取引評価損益	0	千円
証券取引	57,077	千円
通貨取引	6,286	千円
合 計	138,341	千円

(3) 関係会社との取引高

営業収入 110,890,959円
 営業費用 22,390,172円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式数

普通株式 0株
 A種類株式 1,000株
 B種類株式 6,948,750株

(2) 当事業年度末における自己株式

普通株式 0株
 A種類株式 0株
 B種類株式 314,100株

当期中における発行済株式数の増減

平成20年 5月27日 株式分割 普通株式 1株を 3株に分割
 平成20年 5月28日 発行済の普通株式をB種類株式に変更
 平成20年 5月29日 第三者割当増資
 発行株式数 A種類株式 1,000株 発行価格 250円
 平成20年 7月25日 第三者割当増資

発行株式数 B種類株式 1,389,750株 発行価格 402円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具・備品	147	141	6
無形固定資産	914	838	75
合計	1,061	979	82

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

1年内	89
1年超	0
合計	89

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

支払リース料	426
減価償却費相当額	400
支払利息相当額	10

(4) 減価償却相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(追加情報)

当会計年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しています。

(単位：円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
関係会社	アークオンライン・ウィンドアーズサイズリミテッド	-	兼任1人	報酬の受取	資金調達に係る紹介業務	58,956,000	受取手数料	-
					未収収益	58,956,000	58,956,000	
				資金の融通	新規の調達	206,036,500	前払金	111,437,500
					資金の返還	94,599,000		
関係会社	アークオンラインジャパンパートナーズLLC	-	兼任1人	報酬の受取	買収に係る紹介業務	49,130,000	受取手数料	-
					未収収益	49,130,000	49,130,000	
役員及び主要株主	ニン・マイケル・チェン	被所有 直接 100	当社 取締役会長	資金の融通	新規の調達	40,457,800	前払金	40,457,800
				資金の借入	新規の借入	26,978,631		
					借入の返済	26,978,631	短期貸付金	0

(注1) 上記表は3月31日現在の状況を表示しております。

(注2) 上記の他取引がありますが、取引金額が少額なため記載しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	205.72円
1株当たり当期純損失	148.79円

9. 偶発債務に関する注記

当社は、委託者の加藤俊夫氏より791,050千円の適合性原則違反及び一任売買等に基づく損害賠償請求訴訟を受けています。

当社におきましては、委託者の意思に基づく取引であることから損害賠償を支払う必要はないと考えており、裁判においても当社の正当性を主張し争っていく方針であります。

10. 後発事象に関する注記

当社はアヴァロン湘南証券株式会社から平成21年6月12日に「第一種金融商品取引業の事業の一部である、投資コンサルタント部門」、並びに平成21年6月26日に「第一種金融商品取引業の一部であるプライベートクライアント部門」の営業を譲受けており、その対価の支払額は35,000千円であります。

当社はドットコモディティ株式会社に平成21年4月28日に「電子取引による商品取引受託業務」の営業を譲渡しており、その対価は今後発生します。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査法人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	3, 4 4 2
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	9 7
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	9 2
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	2 6
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	4 3
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	2 5 9
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	1 3 5

4. 参考資料- 1

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社はタイコム証券株式会社と称し、英文では Taicom Securities Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営む。

1. 生糸、砂糖、ゴム、繊維、ステープルファイバー糸、毛糸、穀物、生繭、乾繭、綿糸、金及び貴金属、合板、アルミニウム及び非鉄金属、石油及びガソリン等の石油製品、コーヒ豆、野菜、米穀、水産物の売買業務並びに輸出入
2. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品並びに上場商品指数の売買及び取引の受託等業務
 1. 外国の商品市場における取引、又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務
 2. 有価証券の売買および有価証券指数等先物取引を行う業務
 3. 有価証券の売買および有価証券指数等先物取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務
 4. 取引所有価証券市場における有価証券の売買および有価証券指数等先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務
 7. 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
 8. 商法第535条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
 9. 外国通貨証拠金取引業務
 10. 他の事業者の経営に関するアドバイザー業務
 11. 観光事業並びに旅行斡旋業務
 12. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
 13. 有価証券の保有管理運用
 14. 一般土木建築工事業
 15. 情報処理機器並びに通信機器のハードウェア及びソフトウェアの開発並びに販売業務
 16. 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成または販売業務及び計算受託業務
 17. 上記に付帯する一切の業務

(本 店)

第3条 当社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は2,152,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日より3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(召集権者および議長)

第15条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は他の者に委託してその議決権を行使することができる。この場合は代理権を証する書面を総会毎に当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および監査役

(員 数)

第18条 当社に下記の取締役および監査役を置く。

取締役 3名以上

監査役 3名以上

但し、欠員を生じた場合に於いても法定数を欠かない限り次の定時総会まで補欠選任を行わないことができる。

(選任決議)

第19条 取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役及びの監査役の任期は、選任後それぞれ1回目または4回目の定時株主総会の終結の時までとする。増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、役付取締役及び相談役)

第21条 代表取締役は取締役会の決議により定める。取締役会の決議により社長1名を置く。なお、会長、副会長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。又、取締役会の決議により相談役若干名を置くことができる。

(職 務)

第22条 社長は会社の業務を総理し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して各所管業務を掌握する。

(常勤監査役)

第23条 監査役はその互選により常勤監査役を定める。

(報酬等)

第24条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によってそれぞれ定める。

第5章 取締役会

(取締役会の招集)

第25条 取締役会を招集するには各取締役に対し会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、取締役全員の同意があるときは招集手続きを省略して取締役会を開催することができる。

(取締役会の議長及び決議)

第26条 取締役会は代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその職務を行う。取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、別に定める規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第28条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第29条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第31条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
3. 未払い配当金に対しては利息は付けない。